

事業計画の概要

令和5年4月21日現在

1. 事業の全体計画

収集運搬許可を所有している都道府県に存在する自動車製造会社及びその関連会社・家電製品製造会社・製薬会社・酒類製造会社・病院などの排出事業者から業務上の製造過程で排出される収集運搬委託をうけた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を運搬施設および運搬容器を用いて収集し、委託契約に準じた中間処理施設まで漏洩・飛散することなく安全に運搬する。

2. 収集運搬業務の具体的な計画

①委託契約の締結

排出事業者と事前に書面による委託契約を締結する。(収集運搬業許可品目を確認し、許可品目以外については受託しない。)

②収集運搬業務の実施

- a. 収集運搬は運搬施設及び運搬容器を使用し、収集した産業廃棄物が飛散・漏洩しないよう又悪臭がしないよう必要な措置を講ずる。
運搬施設: 車輛情報参照 運搬容器: ドラム缶、鉄パレット、ポリ容器(大・小)、医療BOX、ダンボール箱、漏れ防止型金属容器(インナートレイ付)
- b. 産業廃棄物の受取に際しては、種類と数量を確認する。確認後に異常がなければ排出事業者よりマニフェストを受け取り、運搬の受託欄に会社名及び氏名を記入する。その後、排出事業者にマニフェスト(A票)を返却し、交通ルールを遵守して中間処理施設まで安全に運搬する。排出事業者の意向で電子マニフェストを用いる場合は排出事業者より受渡確認書を受け取り、運搬者氏名を書き、交通ルールを遵守して中間処理施設まで安全に運搬する。PCB廃棄物(高濃度)の移動・運搬に際しては、本体に破損・漏れ・腐食がないか? 確認後、漏れ防止型金属容器に収納し、固縛等の転倒防止措置を施し、保管事業者に指示された移動場所まで安全に運搬する。(中間貯蔵・環境安全事業株式会社への搬入は行わない。)PCB廃棄物(低濃度)の受取に際しては、破損・漏れ・腐食がないか? 確認後、固縛等の転倒防止措置を施しつつ漏れ防止型金属容器(金属トレイ)に収納する。、保管事業者にマニフェスト(A票)を返却し、あらかじめ策定した計画に従い携帯電話で自車位置を確認しながら、無害化認定処理施設まで安全に運搬する。
- c. 中間処理施設にてマニフェストに運搬終了日を記載し、受託した産業廃棄物を受渡担当者に種類・数量を確認してもらい、すべて荷降ろしする。
中間処理施設の担当者の署名・捺印をもらい、マニフェスト(B1票・B2票)を返却してもらい、10日以内にマニフェスト(B2票)を排出事業者に返送する。
電子マニフェストを用いる場合は、中間処理施設にて受渡確認票に運搬終了日を記載し、受託した産業廃棄物を受渡担当者に種類・数量を確認してもらい、すべて荷降ろしする。受渡確認票に担当者の署名・捺印をもらい、3日以内(引渡日を除く)に電子上の運搬終了報告を完了する。
- d. 処分終了後、中間処理施設より返却されたマニフェスト(C2票)から運搬実績入力をし、記録を5年間保管する。

③就業時間等

就業時間: 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時15分

休日: 土曜日・日曜日(正月休暇・ゴールデンウィーク休暇・夏季休暇あり)

3. 環境保全措置の概要

a. 収集運搬に際し講じる措置

車体の形状	廃棄物の運搬に際し講ずる措置
キャブオーバ バン(ウイング車)	廃棄物が漏れないように運搬容器を使用する。 積載前に運搬容器に破損、腐食、漏れ等が無いかな？事前確認を行う。 積載前に運搬容器の密閉を確実に行う。 過積載はしない。 積載後に廃棄物が転倒しないようにロープで結束する。 荷台からの飛散を防止するためシートで被覆する。〔キャブオーバ〕 荷台からの落下を防止するためバンハッチを確実に閉め、施錠する。〔バン(ウイング車)〕 交通ルールに従い、中間処理施設まで安全運転で運行する。
タンク車	廃棄物を積載する前にタンク内を点検・確認する。 廃棄物を積載する前にバルブ等の点検・確認を行う。 過積載はしない。 積載後にタンクバルブ・タンクハッチを確実に閉める。 交通ルールに従い、中間処理施設まで安全運転で運行する。
キャブオーバ(ユニック付) ★	PCB廃棄物の保管状況事前調査に基づく、収集運搬計画に沿って作業する。 積載にあたっては、漏洩防止の為、吸収材を敷き詰めたインナートレイに収納する。 転倒防止のためスリング及びロープで結束し、さらに飛散防止の為、インナートレイを漏れ防止型金属容器に収納し、上蓋を閉め確実にロックする。 積載後に漏れ防止型金属容器が隠れるように荷台全体をシートで被覆する。 保管事業者から指示された移動場所に、あらかじめ計画した運行経路を通過して安全運転で運行する。(高濃度PCB廃棄物) 携帯電話で自車位置を確認しながら交通ルールに従い、あらかじめ計画した運行経路を通過して無害化処理認定施設まで安全運転で運行する。(低濃度PCB廃棄物)
冷蔵冷凍車	専用容器に入った感染性産業廃棄物が転倒しないよう結束する。 荷台からの落下を防止するためバンハッチを確実に閉め、施錠する。 腐敗・悪臭防止のため、荷台の温度を10度以下に保つ。 交通ルールに従い、中間処理施設まで安全運転で運行する。

◇収集運搬する廃棄物の運搬量

【産業廃棄物】

汚泥	135 t/月
廃油	412 t/月
廃酸	92 t/月
廃アルカリ	180 t/月
廃プラスチック類	438 t/月
木くず	0.8 t/月
動植物性残さ	0.42 t/月
ゴムくず	0.008 t/月
金属くず	15 t/月
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	16.6 t/月
水銀使用製品産業廃棄物	0.01 t/月
水銀含有ばいじん等	0 t/月

【特別管理産業廃棄物】

引火性廃油	319 t/月
腐食性廃酸	27 t/月
腐食性廃アルカリ	96 t/月
感染性産業廃棄物	1.25 t/月
特定有害廃PCB等 (低濃度・微量)	0.3 t/月
特定有害廃油	32 t/月
特定有害汚泥	1.9 t/月
特定有害廃酸	7 t/月
特定有害廃アルカリ	82 t/月
4種混合物	0.13 t/月
令第2条第13号 特定有害廃棄物	0 t/月

◇産業廃棄物収集運搬業許可取得状況

	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	福井県	石川県	滋賀県	大阪府	兵庫県	広島県	神奈川県	北九州市
汚泥	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○
廃油	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○
廃アルカリ	○	○	○	○	○		○	○	○		○	
廃プラスチック類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
木くず	○		○									
動植物性残さ	○		○									
ゴムくず	○	○	○									
金属くず	○	○	○	○	○	○			○			
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	○	○	○	○					○			
※水銀使用製品産業廃棄物	○	○	○									
※水銀含有ばいじん等	○	○	○									

※の詳細については、各許可証を参照ください。

